

農地の利用状況調査・農地パトロールについて

農業委員会では、毎年農地法第30条に基づき農地の利用状況について調査実施しております。新たに遊休農地となった場合は、利用意向などの調査等が行われます。

○ 利用意向確認調査実施 12月から1月

農地パトロール

調査を実施する際に農地等に立ち入る場合がありますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○ 毎年の現地調査実施期間 8月から11月頃まで



農地の適正管理のお願い

農地は、食の生産基盤であり、また、環境の保全などの多面的な機能を有しており、地域の貴重な財産であります。

しかし、近年耕作者の高齢化に伴い、耕作を依頼する方や不耕作になる農地が多くなってきております。



耕作されないと雑草や雑木などが繁茂し、病害虫の発生源となり、周辺農地や近隣住民の方に大変迷惑を及ぼすこととなります。

(最近、遊休農地における草刈依頼の苦情が、非常に多くなっております。)

農地を遊休化させると、再び耕作可能な農地に戻すことは、大変な労力と作業時間が必要となりますので、農地の所有者は、耕起や草刈り等を行い適正な農地管理をお願いいたします。